

歳入庁設置法案のポイント

1. 社会保障の財源としての保険料徴収の非効率と不公平
 - イ) 保険料徴収の非効率
 - 申告法人数(2,731,768法人)
 - 厚生年金加入法人(不明、800,000法人程度か、175万事業所)
 - 徴収漏れ対策で10兆円
 - ロ) 保険料料率の不公平
 - 料率一元化で2兆円の増収効果
 - ハ) 保険料対象年収の逆進性
 - 上限撤廃で2兆円の増収効果
 - 総額で14兆円、消費税収12兆5千億円を超える
 - 超える部分は保険料率の引き下げに

2. 行政改革に資する
 - イ) 税の徴収と保険料徴収という機能の一元化
 - ロ) 定員は国税庁の定員
 - ハ) 年金、医療、雇用保険、労災保険の給付事務は現行通り
 - ニ) 市県民税徴収の委託も可能に

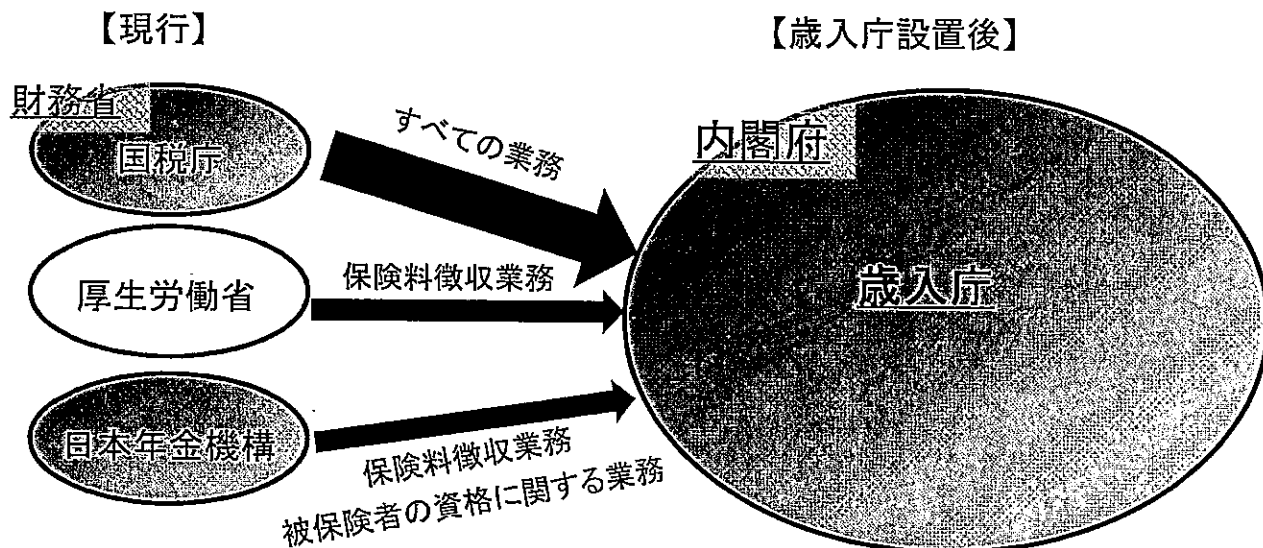
3. 行政サービスのワンストップサービス化
 - イ) 3か所への書類提出、振込がワンストップサービス化
 - ロ) 人件費に対する課税、保険料の徴収が適正化のチェックも1か所の方が効率的

4. そもそも、消費税は人件費課税
 - だとすれば、社会保障の財源の両輪である保険料の徴収が効率的で公平であることが大前提

「歳入庁設置法」案 概要

- 【目的】
- 税、保険料の徴収に関する業務の効率化推進 (歳出削減)
 - 納付者の利便性の向上促進 (窓口一本化)
 - 納付状況の改善 (収入確保)

- 【概要】
- 内閣府に「歳入庁」を設置(H25年度中)
 - 歳入庁は、以下の業務を一元的に実施
 - ・国税庁所掌業務
 - ・厚生労働省所掌の労働災害補償保険・雇用保険の保険料徴収業務
 - ・日本年金機構所掌の厚生年金保険・国民年金等の保険料徴収業務、被保険者の資格に関する業務(協会けんぽを含む)
 - 現在の国税庁の職員と同程度の定数
 - 歳入庁設置までに以下を検討
 - ・早期のシステム統合、関係行政との連携強化
 - ・個人情報保護のための体制の整備
 - ・マイナンバー制度の導入
 - ・地方公共団体が歳入庁に地方税徴収業務を委託できる制度
 - 標準報酬月額等の上限廃止、被用者に係る保険料率等の統一も併せて検討



歳入庁創設による厚生年金等の適用・徴収への影響について

- 厚生年金の適用事業所数・被保険者数と国税庁の申告法人数及び国税庁統計上の民間給与所得者数（サンプル調査による推計）に差があり、歳入庁創設により、厚生年金加入者が増加し、年金保険料収入が増加するとのご指摘。

（参考）

厚生年金適用事業所数（約 175 万） ↔ 国税庁の申告法人数（約 273 万）

厚生年金被保険者数（約 3,464 万人） ↔ 国税庁統計上の民間給与所得者数（約 5,479 万人）

- しかしながら、歳入庁を創設すれば、10 兆円を超える保険料等の増収が見込まれる等のご指摘については、以下のような事実があり、かなり過大な推計となっているものと考えられる。

① 国税庁統計上の民間給与所得者数は約 30 万件のサンプルによるアンケート調査の計数であり、歳入庁を創設しても約 5,479 万人の所得情報が把握できるわけではなく、国税庁が実際に所得を把握している給与所得者数は約 2,700 万人（推計）。

② 厚生年金の適用事業所数と国税庁の申告法人数の差

国税庁の申告法人数には、厚生年金の対象とはならない休業中の法人やペーパーカンパニーも含まれており、厚生年金の適用事業所数と単純に比較することはできない。

（参考）

- ・日本年金機構が未把握の法人を把握していくため、従来から雇用保険適用事業所情報との突合を行っているが、加えて、国税庁同様、法人登記簿情報を活用していく予定（H24 年度開始）
- ・厚生年金適用事業所（約 175 万）の収納率：97.8%

③ 厚生年金被保険者数と国税庁統計上の民間給与所得者数の差

国税庁統計上の民間給与所得者には、厚生年金の対象とはならない者（注）が多数含まれており、両者の差がすべて適用漏れとはならない。

（注）国税庁統計上の民間給与所得者には含まれるが、厚生年金の対象とはならない者の例

- ・週労働時間が 30 時間未満の短時間労働者
- ・従業員 5 人未満の個人事業所に雇用される労働者
- ・適用除外業種の個人事業所に雇用される労働者
- ・70 歳以上の労働者
- ・共済年金対象の私立学校の教職員や郵政会社の職員

（参考）

- ・日本年金機構が把握している未適用事業所数：約 11 万事業所（約 50 万人と推計）
- ・平成 18 年 9 月の総務省行政評価・監視の結果（勧告）では、厚生年金の適用漏れのおそれのある被保険者は約 270 万人と推計。これを直近の統計数値に置き換えて、当時と同様に機械的に計算すると約 100 万人。

- 指摘された未適用事業所の適用・徴収が推進されれば、保険料は増収となるが、税収が増えるわけではない（医療保険については、国民健康保険から健康保険への移行に伴い、公費負担の減は生じる。）。

○ 国民年金保険料の収納率への効果

国民年金保険料の対象となる被保険者 2,000 万人弱のうち、国税庁が所得を把握しているのは約 8 分の 1 と推計。未納者の多くは国税庁は所得把握していないものと考えられる。

（参考）

- ・現在、日本年金機構は、国民年金保険料の免除や強制徴収を行うために必要な所得情報を市町村から得ている。
- ・番号導入により、効果的で正確な所得把握が期待される。